

2025 年度 G F P 大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト 委託業務仕様書（再公募）

1 業務の目的

愛知県産農産物の海外での継続的な現地販売や新規の輸出ルートの開拓等による輸出拡大を図るため、県内の輸送インフラを活用した、輸出商材の効果的な流通手段の構築に向けた各種検証を実施する。また、対象国における市場性調査及び県産農産物の魅力発信等の取組を行い、購買機運を高めるとともに、海外市場への取引拡大の方策を探る。

2 業務の内容

次の（１）から（５）の業務について、一体的に実施すること。

なお、業務の実施にあたっては、事前に食育消費流通課と調整すること。

（１）地元インフラ（中部国際空港、名古屋港）を活用した輸出ルート構築に向けた調査

以下について調査を実施し、地元インフラを活用した輸出ルートの有効性を取りまとめること。

ア 内容

- ・中部国際空港、名古屋港から輸出される農林水産物について、品目別、商流別に流通実態を調査すること（県外のを除外しない）
- ・中部国際空港、名古屋港を活用した場合と、関東圏、関西圏の空港及び港から輸出した場合で、農産物の輸出に係るサプライチェーンの各段階（名古屋市中心卸売市場北部市場から輸出先国の空港または港まで）における輸送日数や流通及び事務コスト等を比較すること
- ・名古屋港を活用した海上輸送における、L C L（複数の荷主の貨物の混載コンテナ輸送）活用について、F C L（荷主がコンテナ１個単位で借り切る輸送形態）との比較調査（梱包仕様、輸送日数、流通及び事務コスト等）と考察を行うこと
- ・国内の他産地において、地方のインフラを活用した農産物の輸出に係る有効事例を調査すること
- ・上記を踏まえて、本県の地理的及びインフラの優位性を活かした輸出モデルの提言を行うこと

イ 実施時期

８月から１０月まで

ウ 想定品目

イチゴ、露地メロン、キャベツ、大葉、自然薯、梨、桃、切り花（キク、グロリオサ、スイートピー）

※想定品目で輸出実態がない場合は、類似の品目で調査すること

- エ 対象国・地域
シンガポール、香港、米国（グアム）
- オ 調査結果の扱い
調査結果は、公表可能であること

（２）コールドチェーンの実態調査

以下について調査を実施し、とりまとめること。

ア 「ＣＡコンテナ（※）」を活用した農産物の船便での輸出事例を調査すること

※温度管理ができるコンテナ（リーファーコンテナ）に、鮮度保持技術である窒素ガスによるＣＡ貯蔵を付加したもの

（ア）内容

輸出対象国・地域を明示したうえで、輸出量、輸送コスト、品質及びロス率等を比較すること

（イ）実施時期

８月から１０月まで

（ウ）想定品目

イチゴ、露地メロン、キャベツ、大葉、自然薯、梨、桃、切り花（キク、グロリオサ、スイートピー）

※想定品目で輸出実態がない場合は、類似の品目で調査すること

（エ）調査対象

ＣＡコンテナによる海上輸送に取り組む国内の農産物輸出産地（農業協同組合等）

（オ）調査結果の扱い

調査結果は、公表可能であること

イ 航空便における温度管理輸送を活用した、輸出事例の実態調査を行うこと

（ア）内容

輸出対象国・地域を明示したうえで、輸出量、輸送コスト、品質及びロス率等を比較すること

（イ）実施時期

８月から１０月まで

（ウ）想定品目

イチゴ、露地メロン、キャベツ、大葉、自然薯、梨、桃、切り花（キク、グロリオサ、スイートピー）

※想定品目で輸出実態がない場合は、類似の品目で調査すること

（エ）調査対象

航空便における温度管理輸送に取り組む農産物輸出産地（農業協同組合等）

(オ) 調査結果の扱い

調査結果は、公表可能であること

(3) 輸出対象国における県産農産物の市場性調査

以下について調査を実施し、とりまとめること。

ア 他県産との比較や販売時期調査

(ア) 内容

- ・ 輸出対象のバイヤーや現地店舗（日系小売店舗、ローカルスーパー、飲食店等）に対して調査を実施し、海外市場で求められる量・価格・品質・規格・包装形態を分析するとともに、他県産の競合品目をリストアップすること
- ・ 対象品目について愛知県農産物の輸出有望性ととともに、今後の輸出拡大に向けた提言をとりまとめること
- ・ 調査は、日系の小売店に限定せず、ローカルスーパー等での市場性を含めること

(イ) 実施時期

8月から2月まで

(ウ) 想定品目

イチゴ、露地メロン、キャベツ、大葉、自然薯、梨、桃、切り花（キク、グロリオサ、スイートピー）

(エ) 対象国・地域

シンガポール、香港、米国（グアム）

(オ) 調査結果の扱い

調査結果は、公表可能であること

(カ) その他

調査は、輸出プラットフォームの現地ネットワークを活用するなど、効率的に調査を実施すること

イ 現地消費者へのアンケートの実施

(ア) 内容

- ・ 現地店舗10店舗程度でアンケートを実施し、現地消費者の実際の嗜好性・ニーズを調査すること
- ・ アンケートは、二次元コードを掲載した県産農産物の紹介リーフレットを配布する方法により実施すること
- ・ 県内の産地が実施する販売イベントに絡めて実施することとし、販売促進員を配置するなどにより調査すること
- ・ アンケートの項目は、県産（日本産）農産物食材に対するイメージや感想、購入向けて重視すること等、今後のマーケティングに役立つ内容とすること

・アンケート結果を基に考察を行うこと

※調査対象の販売イベント（フェア）は、契約後に指示する

（イ）実施時期

9月から12月まで

（ウ）想定品目

イチゴ、露地メロン、キャベツ、大葉、自然薯、梨、桃、切り花（キク、グロリオサ、スイートピー）

（エ）対象国・地域

シンガポール、香港、米国（グアム）

（オ）調査結果の扱い

調査結果は、公表可能であること

（４）県産農産物の魅力発信

現地消費者に愛知県産農産物を手に取ってもらい購入するきっかけづくりのため、県産農産物の美味しさ等の魅力を伝える、次の取組を行うこと。

※想定する県産農産物は、イチゴ、露地メロン、キャベツ、大葉、自然薯、梨、桃、切り花（キク、グロリオサ、スイートピー）

※一過性の話題づくりとなるような取組でなく、今後の輸出取引を円滑に進められるよう、流通ルートを考慮した上で、企画提案を行うこと

ア 現地インフルエンサーによる情報発信

（ア）内容

- ・輸出対象国・地域の消費者に強い影響力を持つインフルエンサー等によるプロモーションを実施すること
- ・InstagramやX（旧Twitter）、YouTubeなどのSNSを活用すること
- ・県産農産物の鮮度、美味しさ、外観の良さ、県・産地紹介をフォロワーに伝える内容にすること
- ・消費者自身がSNSを活用して県産農産物の魅力を発信し、現地で知名度を高めるような仕掛けを含めること
- ・プロモーションの実施効果について、配信数や視聴回数、視聴者属性などのデータを収集すること
- ・収集したデータを基に、輸出対象国での「対象品目の販売戦略」を分析し、まとめること

（イ）対象国

シンガポール、香港、米国（グアム）のうち1か国（地域）以上

（ウ）実施回数

4回程度（8月から2月まで）

イ 輸出先国の嗜好に合わせたレシピカードの作成、情報の発信

（ア）内容

- ・対象国・地域における需要創出と継続的な輸出を念頭にレシピカード（調理方法、食べ方）を作成し発信すること
- ・レシピカードは、食材の理解促進と食文化や嗜好性など現地での食べ方に合わせた内容にすること
- ・レシピの発信にあたっては、県産農産物の販売店舗やSNS、現地ブローガー、Eコマース等を使った具体的な方法を提案すること

(イ) 対象国・地域

シンガポール、香港、米国（グアム）のうち1か国（地域）以上

(ウ) 実施時期

8月から12月まで

ウ 魅力発信動画の作成

(ア) 内容

- ・県産農産物の魅力を海外に発信し、認知度を高める動画を作成し、海外市場の消費者に向けて効果的に発信すること
- ・現地で視聴可能な情報サイトやSNSと組み合わせる等、視覚的な訴求と詳細な情報提供を両立させること
- ・動画の言語は英語とし、日本語字幕を表示すること

(イ) 対象国・地域

シンガポール、香港、米国（グアム）のうち1か国（地域）以上

(ウ) 実施時期

8月から12月まで

(エ) 実施結果

上記取組に関する実施結果を作成する。

(5) 輸出対象国に精通したバイヤーを招聘した輸出セミナー開催

ア 内容

輸出対象国・地域はシンガポール、香港、米国（グアム）とし、輸出に対する産地や生産者の理解、意欲を醸成させる以下の内容を含めること。

- ・国産農産物の販売状況
- ・トレンドやニーズ、ビジュアルマーチャンダイジング
- ・産地（園地等）視察及び生産者との意見交換

イ 実施回数

1回以上（9月から10月まで）

ウ バイヤーの招聘及び調整

- ・招聘するバイヤーは、輸出対象国に精通したバイヤー（国内、国外を問わず）とすること
- ・視察先、生産者団体との調整は委託者が実施
- ・バイヤーの招聘にあたっては、食育消費流通課と事前に協議すること

エ セミナー参加者

県内輸出産地（生産者団体・市町村）、国、県等 30 名程度

オ 会場

- ・産地（園地等）視察周辺の会議室とすること
- ・オンライン出席にも対応できるように機材等を準備すること

カ 運営

運営に係る以下の項目について実施すること

- ・司会、進行
- ・セミナー資料の作成、配布
- ・当日の会場設営
- ・会場受付

※必要に応じて、通訳やファシリテーター等の専門家を手配すること

3 業務全体の運営・管理

（１）業務内容の全般について、県と事前に十分な連絡・調整をとり、県の指示に従って行うこと。また、事業の進捗状況については、随時、食育消費流通課に報告を行うこと。

（２）受託者は、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。

（３）受託者は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、県と協議し、県の指示に従わなければならない。

（４）その他

ア 本事業は、国の「農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金」を活用して行うため、「農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付等要綱」等に規定する要件を遵守すること。

イ 受託事業者は、事業完了後 5 年間、本事業に係る会計帳簿及び証拠書類を、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

ウ 受託者は、本事業に係る会計実地検査が行われる場合は協力すること。

エ 委託者は、随時委託事業の実施現場に立ち会うことができるものとする。

4 業務の実施体制

本業務が円滑に実施できる人員及び体制を確保して、責任者を明確にするとともに取組状況について県と共有すること。

5 委託期間

契約締結日から 2026 年 2 月 27 日（金）までとする。

6 再委託

- (1) 受託者は、本委託業務を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。
ただし、委託者が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りでない。
- (2) 委託者により再委託が承諾された時は、委託者は再委託先に対して本委託業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

7 実績報告書の提出

(1) 提出時期及び提出部数等

委託業務が終了したときは、委託業務実績報告書（成果報告書を含む。）を契約期間内に提出すること

ア 委託業務実績報告書（A 4 版、横書き） 1 部

※各委託業務から得られた提案等を含むこと

イ 以下のデータを納めた CD-ROM 等の記憶媒体 1 枚

- ・委託業務実績報告書
- ・会議の議事録
- ・経費の内訳書

ウ その他、県が指示したもの

(2) 納入場所

農業水産局農政部 食育消費流通課

(3) その他

委託業務実績報告書は、以下の内容を明確に記載するほか、県と内容を検討の上、作成する。

ア 2（1）及び（2）の業務

- ・調査・検証の概要及び実施状況
- ・調査の実績
- ・調査・検証に対する評価（成果のまとめ、課題、解決策）及び考察

イ 2（3）ア～イの業務

- ・調査及びアンケート実施の概要及び実施状況
- ・調査及びアンケート実施の実績
- ・調査結果・アンケート実施結果に対する評価（成果のまとめ、課題、解決策）及び考察

ウ 2（4）ア～ウの業務

- ・取組の概要及び実施状況
- ・取組の実績
- ・取組に対する評価（成果のまとめ、課題、解決策）及び考察

エ 2（5）の業務

- ・セミナー開催の概要及び開催状況
- ・セミナー開催の実績

- ・セミナー開催に対する評価（成果のまとめ、課題、解決策）及び考察

8 成果品の帰属

- （１）本業務により作成された成果品に関する全ての権利は、受託者が従前有していたものを除き、委託者に帰属する。
- （２）著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託者において必要な権利処理を行うこと。
- （３）委託者は成果品について、加工及び二次利用できるものとする。